

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷ショッピングデパート

埼玉県三郷市三郷一丁目三番地五外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島正治

東京都千代田区大手町一丁目九番二号 外 計八者

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和三年三月十日